

「ユーカリとコアラの国から」

日本ライトハウス理事長

岩橋英行

I. 世界盲人福祉協議会役員会に出席して

昭和57年4月13日から19日まで、オーストラリアのメルボルンにおいて、世盲協役員会とオーストラリア盲人関係団体協議会の総会が開かれた。

簡単にオーストラリアの概略を述べておこう。今から約3万年前、インド大陸と地続きであったため、犬を連れた人種がオーストラリア大陸に移住した。彼等はアボリジニと呼ばれるオーストラリアの原住民である。彼等は石器時代の生活をし岩穴に居を構えた。2世紀頃、プロレスマイオスは彼の地図書の中にテラ・オーストラリスと紹介している。オランダの国王エンリケは、この地図に疑問を持ち、1616年ディルク・ハルトクを西岸に、1627年にはピーテル・ヌイツを南岸に派遣し、この大陸をオランダに因みニュー・ホ蘭ドと名づけた。英國の植民地政策がアメリカに継いで活発になるや、1769年キャプテン・クックを派遣し、大陸北東端を調査させ、イギリス領を宣言した(1770年)。1788年1月26日、総督アーサー・フィリップは部下300人と囚人700人余りを伴なってポートジャクソン(現在のシドニー)に上陸、ここにニュー・サウスウェールズ植民地が誕生した。現在総人口は1,456万人であり、人種はイギリス、イタリア、オランダ、ギリシャ、ドイツ系のヨーロッパ人種が90%を占め、原住民は16万人である。ベトナムのポート・ピープル(避難民)が最近とみに増え、オーストラリア政府は積極的に人道的立場から受け入れを行なっており、その数は23万人にのぼろうとしている。加えて、ポーランドの変動により、その難民も月ごとに増え、数万人になるという。今、オーストラリアには130ヶ国の人々が種々な形で生活している。

役員会は、13日にブライトン・ビーチの盲人援護協会で開かれた。ここは盲人を中心とした養老院施設であり、殊更に「施設」を強調した建物でもなく、社会に融け込むため建築様式、環境の整備に注意が払われている。

出席者は、

会長	ドリナ・ノウィル夫人(ブラジル)
前会長	ボリス・ジミン氏(ソ連)
前々会長	エリック・ボルター氏(英國)
副会長	ジョン・ウィルソン氏(オーストラリア)

副会長 ヘルムト・ピーラッシュ博士(東ドイツ)
" アブダラ・アルガニム氏(サウジアラビア)
" 岩橋英行(日本)
事務局長 アンダース・アーナー氏(スウェーデン)
会計 ジョン・コリガン氏(英国)

欠席者は、

副会長 ヘルナンド・プラデラーコボス氏(コロンビア)
" イスマラ・コナティー氏(南アフリカ・マリ)

であった。

ノウイル会長から、あらかじめ報告書が届けられていた。毎年、大統領より直接旅費支弁を受けている彼女は、昨年ジュネーブとニューヨークの国連各機関に数回、アジア、アフリカ、欧州、北アメリカ、中近東に数回足をのばし、各地の啓発と盲教育、福祉、職域の拡大に懸命な努力をしている。その成果は全世界にTV・ラジオ・新聞を通して報道され、国連各諸機関の世盲協ならびに盲人に対する事業も、とみに活発化しつつある。中でも失明防止、開発途上国に対する教材・教具の供給、リハビリテーションの開発等はめざましいものがある。しかし、アフリカ、南ラテンアメリカの両地区から、旅費が出ないと理由で両副会長欠席の実例をあげて、両地区的未開発性は目をおおうものがあり、オンコセルカイアシスはじめ他の眼病も蔓延し、貧困からくる盲人口増は手の下しようもなく、先進国により一層の援助・協力を促した。加えて、世盲協の各委員会がアントワープ総会以後、2年半になるにかかわらず、Capt.デサイ委員長のリハビリテーション委員会以外は活動不活発なため、より一層の奮起を促した。岩橋が受けた昨年12月の総理大臣表彰、本年4月決定した藍綬褒章受章についての会長報告があり、出席者より祝辞と拍手が送られた。

以下、項目別に概説する。

1. 事務局長報告

アーナー事務局長より、昨年のスウェーデンのゲテンバーグで開かれた実行委員会、役員会の議事録報告があり、これを承認した。続いて、国際障害者年に因み傘下79ヶ国に対し質問書を送ったが、36ヶ国より回答のあった事、また世盲協が国連主催の各セミナーやワークショップに派遣した人名とテーマが報告された。

議事に入り、まず国連においてなお積極的に盲関係の仕事をしてもらうため、国連専門の小委員会を設け、より強力に働きかけて行く事が決定した。

副会長 ヘルムト・ピーラッシュ博士（東ドイツ）
" アブダラ・アルガニム氏（サウジアラビア）
" 岩橋英行（日本）
事務局長 アンダース・アーナー氏（スウェーデン）
会計 ジョン・コリガン氏（英国）
欠席者は、
副会長 ヘルナンド・プラデラーコボス氏（コロンビア）
" イスマラ・コナティー氏（南アフリカ・マリ）

であった。

ノ威尔会長から、あらかじめ報告書が届けられていた。毎年、大統領より直接旅費支弁を受けている彼女は、昨年ジュネーブとニューヨークの国連各機関に数回、アジア、アフリカ、欧州、北アメリカ、中近東に数回足をのばし、各地の啓発と盲教育、福祉、職域の拡大に懸命な努力をしている。その成果は全世界にTV・ラジオ・新聞を通して報道され、国連各諸機関の世盲協ならびに盲人に対する事業も、とみに活発化しつつある。中でも失明防止、開発途上国に対する教材・教具の供給、リハビリテーションの開発等はめざましいものがある。しかし、アフリカ、南ラテンアメリカの両地区から、旅費が出ないと理由で両副会長欠席の実例をあげて、両地区的未開発性は目をおおうものがあり、オンコセルカイアシスはじめ他の眼病も蔓延し、貧困からくる盲人口増は手の下しようもなく、先進国により一層の援助・協力を促した。加えて、世盲協の各委員会がアントワープ総会以後、2年半になるにかかわらず、Capt.デサイ委員長のリハビリテーション委員会以外は活動不活発なため、より一層の奮起を促した。岩橋が受けた昨年12月の総理大臣表彰、本年4月決定した藍綬褒章受章についての会長報告があり、出席者より祝辞と拍手が送られた。

以下、項目別に概説する。

1. 事務局長報告

アーナー事務局長より、昨年のスウェーデンのゲテンバーグで開かれた実行委員会、役員会の議事録報告があり、これを承認した。続いて、国際障害者年に因み傘下79ヶ国に対し質問書を送ったが、36ヶ国より回答のあった事、また世盲協が国連主催の各セミナーやワークショップに派遣した人名とテーマが報告された。

議事に入り、まず国連においてなお積極的に盲関係の仕事をしてもらうため、国連専門の小委員会を設け、より強力に働きかけて行く事が決定した。

2. 会計報告

会計の経過報告がなされたが、会費収入も順調であり、支出も予算通り執行されているが、何ぶんにもドル高のためフラン、ポンド、ドルの三本立てで運営している世盲協として、ポンド、フランに目減りが生じ、数字上と実際面において変動のある事が説明された。しかもそれが日々変わるものであり、恒久的な予定が立てにくい事が力説された。特別会計は900ドルあり、この使用方法としては、開発途上国に向けるべきであるとの意見が多く、中でも旅費の負担、会費支払不能国に対する援助等にあてられるよう話はまとまつた。しかし絶対的に金が不足しているので、いかようにして金集めをするかが真剣に討議された。

3. ILO規約

ILO規約が既に古くなったため、来年、国連総会においてそれを改定するにあたり、特に第99条／1955は、我々盲人のリハビリテーションにとって重要なため、世盲協からリハビリテーション委員長デサイ氏を2～3週間ジュネーブに派遣し、この99条が世盲協提案通り通過するよう強力なる運動をすべきであるとの意見が出たが、資金不足のため不可能との会計よりの報告があった。しかし岩橋としては、この課題は非常に重要であるので、単にリハビリテーション委員会の仕事ではなく、世盲協全体の仕事と考え、予算変更をしてでも出すよう強力に要請した。世盲協全体予算から2千ドル支弁する事を決定した。こうした一連の資金不足の話題の中に、サウジアラビアのアルガニム氏から、「世盲協の資金不足のため、サウジアラビア政府よりの援助を要請したい旨、自分宛に一筆したためれば援助する」という話が出た。金額の高はわからないが無条件にて援助するというのである。そんなに簡単に金が出るのかとの疑問の意見が出たが、世盲協役員会の名において、一時金援助の申請をする事に決定した。

4. 会員国の除名と加入

会費未納につき除名される予定国は、エチオピア、セネガル、コスタリカ、ペルー、ルーマニアであると報告された。しかし、ジミン前会長より、エチオピアとルーマニアに対しては、今一度手紙を出して確かめてみる。もし会費支払能力がないのであれば、世盲協にて援助する。またその他の国については、会計より再度意思確認の手紙を出し、支払能力なき場合は世盲協より援助する旨を付加する事にした。問題の国としてサルバドルがあげられたが、国内政変不安で当分静観することにした。また副会長を選出しているコロンビアの In-

stituto National Para Ciegos "INCI" という盲人団体から、プラデラコボスを除名したので世盲協を脱退するとの手紙が来た。次いで同国のUnion of the Blindの方から、プラデラコボスと今一名の名前で500ドルをそえ加入申込が来た。しかし定款によるとコロンビアは代表会員4名選出しなければならず、2名欠員となるためINCIの新たな2名も加えて加入するよう、ガテマラのデスター夫人(前厚生大臣)をわざらわし勧告する事にした。

昨年度の会費未納国はスーダンとザンビアと報告された。ギリシャは2名の代表会員を送らねばならないにかかわらず1名のみ報告して来たので、ofとforの両団体が国内的に調整した上で2名送るよう勧告することにした。キプロスはギリシャ系とトルコ系に分かれているが、ギリシャ系の方から代表が出ているので、定款に従い両者よく話し合った上2名出すよう勧告する事にした。イラクはパリに留学する盲婦人から加盟申込が来た。以前から同国の他の盲人団体よりの申込みもあり、この女性はどちらに属しているのかも不明なので、アルガニム氏が確かめる事になった。チュニジアは、アントワープ総会において除名されたが、再加入の希望があったので承認した。

5. I Y D P の各国への調査

昨年、国際障害者年を期して世盲協加盟各国がいかなる活動をしたかを調査した。79ヶ国中、36ヶ国が回答を送ってきた。これは事務局長の方で整理し、報告書にまとめ、加盟各国と国連関係諸機関に報告する事になった。

各国首相、大統領宛に出した書簡について、昨年のゲテンバーグにおける世盲協・世盲連合同実行委員会において決議されたとおり、両会長名にて各国首相または大統領に対し書簡を送ったが、これに対して、アルジェリア、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スイス、オーマン、インド、シンガポールより回答のあった旨、報告された。

6. 国際老人年

1982年は国際老人年である。最近、老人の中にも盲人が増えて來たので、是非とも盲老人の問題も含めてほしいと国連に要請したが、国際障害者年にて盲人を取扱ったので、今回は無理であるとの回答があった。

7. 国際青年の年

1985年国際青年の年に対し、盲青年の事も加味してほしいと国連に申し込んだ。最初は老人の年と同じ理由で断わられたが、再考してもよいという事なので、ICEVH(国際盲青年教育者会議)と共同して、国連に対し運動をする事

になった。

この夜、メルボルン市長、政府の移民担当長官等々が出席して、大きなレセプションが開かれた。ウィルソン副会長の役員諸氏の紹介は、ユーモアをまじえ、よくぞかくまで克明に各々の履歴が覚えられたものだと感心するほどのものであった。ダンスパーティーを最後に第1日目を終えた。

8. 定款改正（第2日目）

将来、世盲協と世盲連が一つになるという事も含め、世盲協側に of the blind の団体がより一層入りやすくするという目的をもって、定款改正委員会が一昨年誕生した。この委員会により、定款草案が改正されたが、名称の変更に始まってあまりに大きな改正のため、昨年5月に開かれたスウェーデンのゲンバーグにおける世盲協の実行委員会において、やり直しという事になり、今回の世盲協役員会も加わって再度定款審議という事になった。

名称はそのままである。失明防止が従前通り再そう入された。ナショナル・メンバーの項では、「定められた会費を納入したものが加盟する事が出来る」と訂正された。スポンサリング・メンバー（後援会員）の項では、「利益を目的とする」という字句を、「利益を目的としない団体や利益を目的とする会社がスポンサリング・メンバーとなる」と書き改められた。オブザーバーに関しては、「国連等の代表を除いたオブザーバーは、その国の代表会員が出席を認めたものに限り、総会に対し出席出来る」と変更された。

実行委員会中、アトラージ・メンバー（広域会員）3名は削除された。役員の項目中、「役員は総会にてナショナル・メンバーから選ばれる」とあったのを、「メンバーから選ばれる」と変更。つまり総会メンバーは、ナショナル・メンバー、名誉終身会員、国際メンバーであり、投票権も平等でありながら、役員にのみ差別をつけるのはおかしいと大激論になり、ジミン氏、ウィルソン氏、コリガン氏、ボルター氏、岩橋一5票対、アルガニム氏、ピーラッシュ氏、アーナー氏一3票、会長中立で、「役員はメンバーから選ばれる」と訂正された。また、定款改正は「郵便にても出来る」という項目を削除、「総会においてのみ」と変更。

9. 地域委員会

ヨーロッパ委員会、アジア委員会、アフリカ委員会から問題が提起された。ヨーロッパとアジア委員会は、各々昨年に世盲協と世盲連の合同地域委員会を開いた際、役員会・実行委員会・総会にかける事なく、合同を目的とした一本の事務局をつくってしまった。またアフリカ委員会は、趣旨は違うが世盲協・

世盲連と別れても仕事がはかどらないので、アフリカ盲人連盟を結成した。世盲協は①ヨーロッパ ②中近東 ③アフリカ ④アジア ⑤オセアニア・北アメリカ ⑥ラテンアメリカ・カリブ海の6つの地域委員会を有し、世盲連は①ヨーロッパ ②アジアの2つの地域委員を持っている。ここで、ヨーロッパ、アジアのみが、ふまねばならぬ承認機関を素通りして、独走のうえ事務局を一本化してしまったのであるから、まさに暴走以外の何ものでもない。ヨーロッパ地区から選出されたピーラッシュ博士は、「経済的・時間的・対面的にも、同種の事業を2ヶ所でやっているよりも、よほど効率的である」と説明した。またアジアにおいては、「これ程望ましい姿はない」という理由によって一つになったという。しかし世盲協にしても世盲連にしても、最初1980年アントワープ総会を目指して統合しようとしたにかかわらず、世盲連側の一方的内紛により統合計画がつぶされた。しかしこの2つの地域では、世盲連側より一本化を訴え、世盲連色において統合してしまったのである。それは偶然なのか、前もっての陰謀なのか、世盲協乗っ取りなのかという質問が続出したが、既成の事実として一本化した以上どうにもならず、来たる1984年のリヤド総会に持ち越しという事になった。せっかく和解に向かっていたにもかかわらず、ヨーロッパ・アジア以外の地域においては of と for の溝は深まって行く様子であった。

ヨーロッパ委員会の方から、リヤド次期総会に対し3つの提案がなされている。①1984年を期して世盲協・世盲連は合同する。②両団体とも時間を限って準備期間を持ち合同する。③両団体を解散し、一本の新らしい団体を作り、各國は自由に加盟する。というのであったが、これはヨーロッパ委員会の提案であるので、全世界がどのように反応するか総会を見なければわからないため、聞きおく事となった。因みに、ヨーロッパ委員会においては、世盲協加盟27ヶ国中13ヶ国が世盲連にも加盟しており、両団体兼務の役員により構成されている。ヨーロッパ・アジア両地区とも、世盲協・世盲連の自主性は失われる事なく一本化したのかとの質問があったが、どうやら世盲連側から出ている人々によって懐柔されたというのが真相らしい。どちらかの色彩によって一本化されたのではなく、征服または乗っ取られたのではないかという反論も出たが、役員会で反対しても致しかたないので、総会にゆだねる事にした。

10. 世盲協のシンボルマーク

西ドイツのガイスラー博士から、ゲテンバーグ役員会において提案された世盲協のシンボルマークについて草案がつくられた。盲人が白杖を持って立っているデザインである。英国の弱視団体においてもシンボルマークは出来ている

し、昨年のIYDPにおけるシンボルマークも、今年もう一度練り直すといううわさもあるので、世盲協加盟各国に採用するか否かを郵送投票で決定する事にした。

11. 世盲協の行動計画について

昨年、会長が国連諸機関を歴訪し、各ワークショップやセミナーに出席した際、世盲協の事務局・各委員会の活動が非能率的であると感じたため、これを効率良くするための指導要綱を作成する必要性を痛感した。ウィーンにて2～3週間の期間をもって、国連傘下の各種団体に対し国連が責任をもって専門的立場から、効率のよい事務や事業の仕方を教えてくれるので、事務局長を派遣してはという提案があった。アーナー氏としては、今回で引退したいので、次の事務局長をあてた方が良いのではないかという事であったが、一応、現事務局長アーナー氏と補佐をつけてウィーンにて学習する事になり、サウジアラビア政府が経費一切負担という事になった。

12. 第7回総会（1984年、於リヤド）

次期総会はサウジアラビアのリヤドで開かれる事に決定した。世盲協・世盲連合同の総会である。出席者、付添い共にすべて滞在費はサウジアラビア政府負担で、ただ旅費だけを持っておいで下さいという結構づくめのお話である。前もってプログラム委員会がつくった原案は、世盲協総会が先に終わり、引き続いて世盲連総会が行われるというものであった。会計コリガンの方から異論が出た。昨年のアントワープ総会において、統合寸前にまで話が進んでいたにもかかわらず、世盲連側の一方的内部紛争により、これがつぶれた。もし次期総会において、世盲協側は統合やむなしと決定しても、世盲連側が内紛などによって世盲協決議を撤回したならば、世盲協総会が意味をなさなくなる。よって、同日同時刻により、同じ場所において、役員会・実行委員会・総会が開かれ、同時刻に終わるべきではないのかという提案である。しかしその場合、両団体を兼務している役員はどうなるのかという事で、数時間にわたり論議が沸騰した。しかし結論は出ず、結局、主催者側のアルガニム氏と両団体の事務局長・プログラム委員長において再検討する事になった。役員会としては、両団体とも各自の意思を確認し合った上、両者が同日同時刻に閉会するという事をもって、プログラムを作るよう指示した。

13. 来年度役員会

来年の役員会は、4～5月頃に欧州において開く事に決定した。

14. サウジアラビアに対する感謝

岩橋の提案で、一時金特別寄付、事務局長研修費等、多額のサウジアラビア政府よりの援助に対し、役員会の名においてアルガニム氏に対する感謝の意を表し、アルガニム氏より謝意がのべられた。

続いて会長より、本役員会の当番国オーストラリアに対し感謝の意がのべられ、閉会した。

私ごとで恐縮だが、昭和30年の第3回ヘレン・ケラー女史来朝の際、彼女と約束をした。

1. 日本に、盲に関するリハビリテーションを導入すること。
2. アジアに対し、協力・支援すること。
3. 日本を世界の孤児としないよう、そのパイプ役をつとめ、積極的に世盲協に入し善導すること。

この約束を守るため、今日迄ただひたすら歩き続けて來たが、私としては一応約束も果たし得たと自覚するし、また経済面においてもライトハウスならびに岩橋は力相応のご奉仕を申しあげてきたつもりである。よって1984年のリヤドにおける次期総会を期し、世盲協より引退させてもらう事を、主なる人々に通知して來た。

II. オーストラリア盲人関係団体協議会(ANCB)総会に出席して

このANCB(Australian National Council of and for the Blind)とは、日本でいう日盲連、日盲社協、眼科医会に加えてロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブの視力保存委員会が共になって、全オーストラリアの盲人福祉、教育、職業、失明防止を考える協議会である。よって of と for の区別はない。

これだけの団体が集まっているのであるから、総会ともなればさぞかしかんかんがくがくの論議がかもし出されるのではないかと覺悟して出席した。総会は17・18の両日、メルボルンのオーストラリアホテルで開催された。前もって資料が送られており、読んでみると会議前に斜め読みすればよいといった簡単な代物ではなく、哲学書か学術書を読むような難解そのものといった資料である。ここでいう総会とは、議決機関ではなく、むしろ学術会議、共に思索する総会という方が適当であろう。6つの部会に分けられた。①リクレーションとスポーツ ②団体と経営 ③雇用活動 ④権利と責任 ⑤コミュニケーション、コミュニケートする事、ANCB・世盲協の役割 ⑥リハビリテーションとインテグレーションである。世盲協側役員はパネラーとして、各部会に割り当

てられ、私には部会②と部会⑥が各々 1つづつと部会④が 2つ配分されていた。この 6つの部会に、それぞれテーマに対する問題のポイントが付記されていた。非常に興味深いので、私に割り当てられた 3つの部会のポイントを紹介しておこう。

A. 団体と経営

1. 認可制度は正当な責任を持つものか。
2. サービス施設は、盲人の主要な雇用者であるべきか。
3. 盲人は他の盲のために何が最上であるべきかを知っているのか。（日本流に言えば、“盲人の事は盲人でしかわからない”というのは事実か否か）
4. 理事会の構成について
施設の理事会にどのような専門的知識・情報が反映されるべきか。

B. 権利と責任

「世の中に権利ほど神聖で不变、かつ奪う事の出来ないものはないように思われる。その権利は、我々が有益に主張出来るほど強くなつた時にこそ手に入れるものである」ヘレン・ケラー（1915.10.17）。

「過去10年の間に起つて来た考え方、つまり誰かがその生活の中に必要としているサービスは、基本的な権利として政府の財源によって与えられるべきであるというのは間違つてゐる。我々はそれに向かつて挑戦し、且つそうした概念を否定するものである」アメリカ合衆国管理予算局長デビッド・ストックマン（1981）。

この 2つの言葉を前提にして、以下の事を考える。

1. 権利の主張というのは、近年世盲協、それと同様の団体が、政府の財源を保健や福祉の方に廻すため用いる一般的方法である。これは正当な政治的な計画であろうか。単に利己主義から生まれた空虚な言葉のあやなのか。
2. オーストラリアにおいては、現在国連の身障宣言に言わされている権利は、簡単に視力障害者の手にあるように思われる。これに反論する人もいる。色々な差別の例も見受けられる。しかし社会的良心を持つ人々にとって本質的問題となるものか。それとも単に 1つのぜいたくにすぎないのか。
3. 視力障害を持つ人々が、立派な模範となる事におけるプレッシャー（重圧）は非常に重いものである。視力障害者は失敗する権利を持つべきではなかろうか。彼等は一般健常者とは少し違つたものなのか。
4. 財政的な責任というのは、その国の法律よりももっと必要か。
5. ほとんどの福祉に関する予算は、老人、中途失明者、子供たち、つまり発言力のあまりない人々のために使われている。サービスを受ける人達を通しての施設の責任をみるとこの制度は、何と現実的なものか。外の枠に規制

された危険な自己規制のシステムは、責任を達成するのに適切な方法であろうか。

6. 福祉施設や同種団体は、下記の要求に対しどのような範囲まで考慮すべきか。
 - 身障者のためのサービス事業に関連ある意見。
 - 政府の規制、選ばれた優先権に関する意見。
 - 一般的な社会、税金を払っている人たち、社会的良心を持っているグループに対する意見。

C. リハビリテーションとインテグレーション

自尊心 (Self-esteem)、自立、行動能力、インテグレーションの重要性を、リハビリテーションにおける主な要因として認識する。

1. リハビリテーションの中で、いかにして自尊心を植えつけるか。
2. インテグレーションの目的と特別な施設のサービスとの間に矛盾はないか。例えば、
 - 盲学校において
 - 高令者の養護ホームにおいて
 - 盲人の授産場において
3. 施設におけるサービスは、個々の訓練生、事業にあたっている職員の目標を反映しているかどうか。
4. リハビリテーションが成功しているかどうかをいかに判定するか。

さて、こうした部会の中で、盲婦人、盲老人、健常者の若き社長、眼科医、労働組合、施設長、等々が約20名ほど1つのテーブルを囲みゲストの私を中心にして討議が始まった。どのグループにおいても、盲人達が議長をつとめ、偶然にも私の受け持った4グループのうち3グループまでが、20～30代の盲婦人の議長であった。各々のポイントを中心にして印象に残る発言を列挙してみよう。

A. 団体と経営

1. 盲人団体が各施設に送り込む役員をいかにチェックするかという事で、施設の役員中、50%は盲人で占めるべきという意見も出たが、施設には独自の主体性があり、盲人団体がこれに内政干渉する事は妥当でない。あくまでも、盲人団体が選んだ人物を施設側において適否を決め就任を求めるべきである。
2. 認可制について。オーストラリアでは養老院関係を除いてほとんどが（盲人関係施設だけでも約130余）、寄付金において自主性を保ちつつ運営をしている。もし認可制をとれば、国や公共団体から経費負担はあるに

しても、多くの規制にしばられて自主的な運営が出来ない。一応大まかな施設運営規準は、法律として作っておくべきではないかという意見であった。

日本の場合、ほとんどが国・地方公共団体から金をもらうため、主義主張をまげてでも法人認可を得ようとすると全く違って、苦しくとも募金をして自らの主義主張を貫こうとするオーストラリアの姿勢との間に、大きな隔りがあるのを見た。かってアメリカで、政府資金を得るために自説をまげた例があるが、我々は金のために思想や信念は売りたくないという意見が圧倒的であった。

3. 盲人施設で盲人を採用するか否かについて。ofの団体からの「盲人施設だからこそ多くの盲人を雇ってほしい」という意見に対し、「それをすれば、一般社会の企業・団体は盲人を雇う義務はない」という事になりかねないとの反論が出た。結論として、盲人だからという理由ですべての決めるのではなく、盲人の持つ能力と施設のニードが合致すれば雇用すべきであり、職員10人中、盲人は最大限2人位ではないかという事であった。

よって有能なる盲人は福祉施設、一般企業にかかわりなく就職すべきであり、盲人という理由で就業を拒否されなければならない。有能な盲人をつくる事こそが必要である。盲人福祉施設だから盲人を雇わねばならない義務もなく、むしろ1人も入れる必要性はないという意見が大半を占めた。

4. “盲人の事は盲人でしかわからない”という不可思議な迷信が全世界に蔓延しているが、これは事実か否かについて。出席の盲婦人・盲青年が口をそろえて曰く、「そのようなバカな事はない。晴眼者がすべての晴眼者の事を理解していないのと同じで、盲人の事を盲人が理解するなどという事はあり得ない。また理解しなければならない義務もない」。しかし中に1人のofの団体所属の盲人が、「盲人の苦しみは盲人だけにしかわからない」と主張したが、愚論だとして他の盲人達から一笑に付された。

こうした思想は、盲人と晴眼者の間に壁を作るだけであり、盲人事業に従事しようとする熱心な人でもこれを聞けば、内心イヤ気がさす。これは盲人の持つ自分を擁護せんがための卑屈な逃げ口上にしかすぎない。本当に盲人の事を思う人（晴盲問わず）が盲人のための仕事をするべきだというのが結論であった。

5. 理事会の構成について。理事中必ず1名は財界の人を入れるべきで、特に今まで盲人の事を知らなくてもよい。必要なのは、まず何よりも“ハート”的ある人、盲人に対し理解と関心のある人で、他は専門家の集団である事。

日本ライトハウスの理事構成の説明を求められ、職員が施設長になり、施設長が理事になると言えば、驚きの様相で「何と民主的な施設か、オーストラリアでは考えられない」という事であった。

B. 権利と責任

1. ヘレン・ケラー女史の「強い」という意味はいかなる事か。盲人の発言や行動が強くなったという事か。結局、「盲人自身が自らをかえりみて厳しくコントロール出来る事こそ、初めて盲人が強くなった」という解釈になった。
2. 盲人団体は、法的に認められた労働組合やライオンズ・クラブ、ロータリー・クラブといった団体と同程度において評価されているか否か。盲人団体が、目にあまる暴走、障害を売りものにした極端な権利の主張、役職ポストをめぐっての醜い内紛等をおこしていれば誰も評価はしない。正しい発言、正当な主張、わきまえた礼儀があれば徐々に正当評価されるであろうという事になった。
3. 盲人団体の権利は、ofの団体だけが擁護するものではない。ofもforも盲人に関心あるすべての人々やグループ・組織によってなされねばならない。その最高責任は、ANCBである。最終的に盲人が権利を獲得したという段階は、盲人が物理的でなく全人格的に「盲人」である事を意識しなくなかった時に達成されたと言えよう。
4. 各国において、盲人団体が集団を組み、権利を主張し、政治家と結託し国などに行動をおこしているが、これは一種の甘えではないかとの意見があった。例えば、陳情によって、ある種の補装具が盲人に与えられたとしても権利を獲得した事にはならない。真の権利の獲得とは、盲人自身が自らの責任を充分果たし得る自尊心と能力を持ち得た時こそ言えるのであり、その時こそまた新たな権利は主張されてよいのではなかろうか。
5. 国連で言われる障害者の人権とは、真に「パンとバター」という深刻なものを感じているのか、それとも「ケーキとお砂糖」という程度のものであろうか。受け取る側の理解の程度によるが、人権や権利があまりにも氾濫し、簡単に使用されすぎているところに危機意識を持たねばならない。
6. 「盲人に対し職場の門戸を開放せよ。あれを与えよ。この法律を改正せよ。」とofの団体は要求するが、一端通過すると、「私は盲人だからこれは出来ません」と盲人だからという事で回避することは権利の放棄につながり、自ら人権を無視した事になる。

C. リハビリテーションとインテグレイト

1. 自尊心をつけるためにはいかにすべきかについて。歩行、生活、感覚、コ

ミュニケーション等の訓練を行う事により、喪失した自信を取り戻し、自らの可能性を自覚させる事。そして、他人・先輩の意見や体験を読み聞きする事があげられた。それには、医者、インストラクター、カウンセラー、家庭、地域社会の住民の協力が必要であるという結論に達した。

2. 盲学校やリハビリテーション・センターは、盲人達を寄宿舎に入れて社会と遮断した生活を送らせているが、インテグレートの弊害にならないかについて。各々に専門的教育訓練を施し、目標はあくまでも社会の良き一員とする事で、統合には弊害なしとの結論が出た。
3. 盲学校教育は、リハビリテーションではなくハビリテーションであるため、まず明確な区別をする事。次に、統合教育か盲学校教育かという議論はナンセンスであり、要はその子がどちらに適しているかを親が決める事である。盲学校教育、統合教育の是非論はもう古い思想であるという結論に達した。
4. 「自尊心は、歩行、生活、感覚、コミュニケーション訓練のみで出来るものではない。自尊心と自立心とは異なる。盲人が持たねばならない真の自尊心とは、自らの発言・行動が、果たして正しい社会人のものと言えるか否かを反省し、自己規正出来るところにある」という、一盲青年の言葉に人々はいたく心を打たれた。

III. 施設めぐり

我が国と同じように各種の施設がある。その数は約130余と言われる。このうち盲養老院は、入所するのに1人一週間\$150(270円)である。これは年金の90%を占めるので、あとの10%がこずかいとなる。また、病院をかねた養護老人ホームは1日\$100である。盲人援護協会(盲養老院8と通所盲養老施設7)の年間予算は約\$800万(約400人の収容、平均年令85才、職員400人)で、そのうち50%が州政府、5%が募金、のこりは中央政府、その他で賄われている。

点字図書館、点字出版所、生活訓練センター、盲導犬訓練所、職業訓練所等は、ほとんど募金にたよっている。オーストラリア盲導犬協会は、盲導犬の支給と日本でいう行動訓練所を兼ね行なっている。年間予算は約20億円である。そのうち約1割が州政府、中央政府から支弁されるが、あとは募金による。その大きな担い手は、小中学校の組織である。またニュー・サウスウェールズ盲人援護協会は、点字図書館、テープライブラリー、点字出版所、生活訓練センター、盲養老院を持っているが、盲養老院はすべてが中央州政府より支給され、あの施設予算は約17億円で、その内8千万円が州政府の助成、のこりは寄付

金による。募金は一本化され、強力な支援グループを持つ事になる。オーストラリアの総人口は1千400万人で、何故かくも多額の金が集まるのかと聞けば、①国民が社会福祉に対し、温かいハートを持っていること、②各々の施設で募金委員会があり、一本化された組織により運営されていること、③盲人に対し憐憐、同情といった保護政策を行うのでなく、自主・独立を建て前としている以上、個々に盲人に設備投資の必要な事が、国民の意識の中に浸透していること、を挙げてくれた。1億2千万人の人口を擁する我が国と比較するとき、社会の土壤の豊かさと福祉への思想に、考えさせられるものがある。